

## 『クリーン・ディール』 提唱について

映像コンテンツ関連五団体協議会  
(略称：“東京コンテンツミーティング”)

(社)映像文化製作者連盟  
(社)全日本テレビ番組製作社連盟  
(社)日本アド・コンテンツ制作社連盟  
(社)日本ポストプロダクション協会  
全国地域映像団体協議会

日本の非劇場映像コンテンツ領域(テレビ番組、CM、短編映像等)を担う関連五団体で構成される“東京コンテンツミーティング”は、夫々の団体の枠を超えて、映像コンテンツという同一視点から業界の諸課題の解決を図るべく、2008年1月に協議ボードとして発足しました。

以降、インターネット環境の拡大や通信と放送の融合等、加速するメディア革命時代に於ける映像コンテンツ制作の諸課題の解決に向けて、様々な観点から討議を重ねてまいりました。

その中で、各団体共通の懸案事項として挙げられたものの一つが、正確な見積書に基づく契約書の締結、即ち適正な商慣習の遂行であります。私達はこの適正な商慣習の遂行を、『クリーン・ディール』と呼称し、その速やかで徹底した励行を、“東京コンテンツミーティング”五団体及び関連各社に広く呼びかけるものです。

我が国の映像コンテンツ業界の商取引は、これまで口頭の約束を全てとして、商法上の契約書による正式な「契約」を取り交わさないままに製作を進めるというケースが大部分を占め、慣習化いたしております。しかし世界では、映像コンテンツビジネスの根幹となるものは、あくまで契約書であり、その記載事項にあります。わが国のコンテンツ産業が、今後マルチユースの拡大とそれに伴うマーチャンダイジング等、権利ビジネスの急速な発展を遂げていくためにも、著作物権利擁護、著作財産権帰趨等は、コンテンツビジネス展開上の極めて重要な要素となります。4年前に改正された「独占禁止法」「下請法」に基づく法令・省令・通達によって、製造産業であれサービス産業であれ、業務役務における発注書の事前交付は法的に担保されることとなりましたが、コンテンツ産業の現状は未だその実現から遠い状況にあります。

コンテンツ制作における主要な階層は、企画と制作マネジメントを担う制作事業者階層と、制作協業体制を担う専門業務階層に分けられます。専門業務階層には、クリエイティブワークを作品の中に結実させるポストプロダクション業務やスタジオ業務が含まれています。映像コンテンツ制作は、その方法が多様性に富んでいるため、制作事業者階層と専門業務階層との協業形態は、ジャンルによって、用途によって、完成形態によって異なった、極めて多彩なものとなります。

従って制作協業遂行に当たっては、正確な作業内容とその工程の確認を踏まえ、業務内容と金額の明記された積算見積書提出と、その承認の下に行われる発注書発行など、契約行為が不可欠となります。こうした発注書、契約関係が欠落すると、所謂どんぶり勘定的な収支アンバランスが生まれ、結果として下部階層泣かせが横行する原因となってしまいます。

良きパートナーシップを前提とした水平分業のコンテンツ制作業務も、製作資金の流れに沿った順次発注の形態をとらざるを得ないため、上位発注者の利得留保が優先され、そのしわ寄せが専門業務階層に重く押し掛かっているのが現状といえます。

広報販促制作の流れで言えば、広告主～広告会社～制作会社(プリプロダクション業務を含む)～ポストプロダクション事業者。番組制作系の流れで言えば、放送局～制作会社～プリプロダクション～ギャザリング会社～ポストプロダクション事業者。

クライアントと制作事業者間で取り交わされる、必要なポストプロダクションフィー等をコストとし、制作事業者の管理費用をマークアップする形の契約書と同様に、制作事業者階層と専門業務階層においても、適正な契約関係を基幹とした商習慣が必要な所以です。

「東京コンテンツミーティング」参加五団体は、コンテンツ立国を目指す日本のコンテンツ関連産業の振興の為にも、対クライアント、対放送局との適正な契約書締結のみならず、映像コンテンツ制作事業者と制作協業体制を担う専門業者との間にも、受発注契約の履行と適正な商習慣の励行を共に推し進めていきたいと考えます。

「下請法」に関わる各業種のガイドラインが策定・公表されております。この機会にコンテンツ関連業界に於いては、他の主要産業と同様、制作関連業務における「個別契約書もしくは包括契約書」の締結及び交換が業界の常識となることを目指し、この適正な商習慣の励行を『クリーン・ディール』と呼称して、広く業界各社に提唱していきたいと考えます。

以上